

答 申 情 1 9 8 号
令 和 7 年 6 月 3 0 日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月16日付け教体健第173号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

コールセンターへの問合せに係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第304号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年3月29日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「担当所属 教育委員会事務局体育健康教育室、簿冊名 要望、要求等の処理及び回答、令和4年7月4日、令和4年7月11日、＜11-00901＞コールセンターへの問合せ（小学校門・中高生バス乗場前での喫煙について）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「＜11-00901＞コールセンターへの問合せ（小学校前・中高生バス乗場前での喫煙について）（令和4年7月11日決定）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年4月19日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市情報公開条例第7条第1号及び第6号に該当

○条例第7条第1号に該当

氏名、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、問合せ者を特定し得る情報については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

○条例第7条第6号に該当

行政機関等の限られた利用に制限をしている組織メールアドレスについては、公開することにより、不特定多数からのメール受信などによる当該組織の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年7月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「【設問7】 ご質問」の3行目を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「京都いつでもコール」への問合せに対する回答に係る決定書、添付文書回議票、「京都いつでもコール」に送信された市民からの問合せ等が記載されたもの、及び問合せに対する回答案が記載された文書である。

このうち、審査請求人が本件審査請求で公開を求めている部分は、「京都いつでもコール」に送信された市民からの問合せ等が記載されている「【設問 7】ご質問」の 3 行目の情報である。

(2) 条例第 7 条第 1 号に該当することについて

審査請求の対象となった非公開部分は、問合せ者の居住区域が記載されている。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第 7 条第 1 号に該当する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

条例第 7 条第 1 号に該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「京都いつでもコール」への問合せに対する回答に係る決定書、添付文書回議票、「京都いつでもコール」に送信された市民からの問合せ等が記載されたもの、及び問合せに対する回答案が記載された文書である。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件公文書において処分庁が非公開とした部分のうち、「京都いつでもコール」に送信された市民からの問合せ等が記載されている「【設問 7】ご質問」の 3 行目の情報の公開を求めているので、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 処分庁は、審査請求の対象となった非公開部分は、問合せ者の居住区域が記載されており、これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件非公開部分は条例第 7 条第 1 号に該当すると主張している。

イ 一方、審査請求人は、条例第 7 条第 1 号に該当しないと主張している。

ウ 条例第 7 条第 1 号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、当該非公開部分には、問合せ者の居住区域の記載が認められた。そして、当該居住区域の記載は一定程度地域を限定した形でなされていることが認められる。

オ 居住区域は、特定の個人を識別することができるものではないが、本件公文書自体に記載された問合せ者の習慣的な行動様式等の情報と相まって、自宅住所を特定し、ひいては問合せ者個人を容易に特定ならしめる可能性があるものである。したがって、本件公文書における居住区域は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものであると認められる。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年	8月16日	諮問
	9月13日	諮問庁からの弁明書の提出
令和7年	5月26日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第2回会議）
令和7年	6月30日	審議（令和7年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）